

證空浄土教の生死観

高 城 宏 明

(京都西山短期大学)

西山證空（一一七七―一二四七）は、その教学において、生死をいかに捉えているのか。その著『五段鈔』の中で、夫れ速かに生死を離れんと欲はば浄土の一門に依る可し。⁽¹⁾

として、衆生が救われるただ一つの道を浄土の法門とし、我々が依るべき教えであるという。このことは、衆生が生きる世界、現世を生死輪廻する世界として捉えるのみならず、厭い離れるべき世界であるとする浄土教の基本的な考えに基づいているのである。しかも、「速かに生死を離れんと欲はば」との表現には、我々の住む世界が決して安住の場所ではないとの観点から、一刻も早く離れるべきであるとの意を含んでいる。この生死について證空は、さらに『玄義分自筆御鈔』巻一において、

先ヅ、生死甚難厭、トイハ、今無上心ヲ勸ムル事ハ、生死ノ厭ヒ難キ故ナリ。先ヅ、生死、トイハ、撰論ニ七種生死アリ。其ノ言廣シト雖モ、今ハ分段生死ヲ指ス。（中略）分段生死トイハ、界内流轉ノ名ナリ。界内トイハ、三界ヲ指ス。三界ヲ分テバ六道アリ。⁽²⁾

とする。ここにいう無上心とは、すなわち、證空のいう三心である。證空教学における三心は弥陀の他力を領解することを示すが、そこには観門によって浄土に生じ（実際には弘願の働きによる）、無上菩提を成ずることこそが凡夫の

救われる唯一の法であり、その意味で今の無上心すなわち、三心を勧めるのである。さらに、この無上心を勧める理由には、我々凡夫の自力にては生死が到底厭い難きことを理由とするのであるが、それとともにこの生死を分段生死、すなわち、迷いの三界六道に輪廻することであるとするとする。

生死（しょうじ）とは、生れることと死ぬこと、すなわち、生死（せいし）を原点とするものであるが、人間が人間として命を与えられ、現に存在することをもとにして、さらにその存在がいかに豊かな生命活動を行うかを考えることが必要とも思われる。冒頭に示したように、浄土教においては、すべての衆生を煩惱具足・罪惡生死の凡夫とし、現実を苦悩の世界、穢土として厭い、西方極樂世界への往生を願わせることを基本とすることからすると、現世をどのように生きるかよりもむしろ来世を重要視するものであるから、この点からすると證空教学にも同様のことが言えるが、證空がとりわけ現世において他力領解後、すなわち、即便往生を得た後の臨終当得往生に向けた衆生の諸行實踐を奨励することを考えると、生死は単に厭い離れるべきものとのみすべきではなく、現世にも凡夫には凡夫なりの生き方があるとも考えられるのである。

生死について浄土各祖師の見解をまとめると、迷いに輪廻する世界としての生死、罪惡そのものを示す生死、浄土に至った菩薩が再び衆生教化にもどる世界としての生死などが示され、特に生死即涅槃との意をもって説かれる場合もある。

さて、證空の浄土教において生死をいかに捉えるかであるが、これには浄土教各祖師の時機観を通じ考えたい。すなわち、浄土各祖師の教学には、それぞれの生きた時代とそこに生きる自己をも含めた機根を考察し、それらに相応しい教義の必要性を主張した結果がそれぞれの祖師の浄土教となっているものと思われ、以下、證空の生死観を考え

るにも、時と機をもとに考えることにする。

時について

證空は、『往生礼讃自筆御鈔』卷三に

釋迦ヲ指シテ、現是今時道俗等師、トライハ、今時、ハ惡時ナリ。此ノ時ノ衆生ハ十万ノ淨土ニモ嫌ハレ、諸佛ノ利益ニモ漏レタリ。⁽³⁾

として、現世を惡時としている。ここにいる現世は、釈尊出世以前の事である。この当時の衆生は障重で、生死に執着し、仮に出離を願ったとしてもその心は微弱であり、十方淨土の諸仏の救済にあずかれない存在だとされている。これを見かねた釈迦は、五百の誓願を發し、本師としてこの娑婆世界に出世されたのであるが、現世を惡時と見、そこに生きる衆生は生死に執着し、輪廻を繰り返す存在だとする。では、この生死輪廻がいつ始まったかについては、『玄義分自筆御鈔』卷一に、

開示長劫之苦因、悟入永生之樂果、トイハ、教ニ依リテ行ヲ立テ、行ニ依リテ果ヲ得シメント欲スル詮要、穢土ヲ出デ、淨土ニ生ゼシムルニアリト云フナリ。其ノ故ハ、生死ニ始ナシ。無始ヨリコノカタ十惡ヲ造リテ、苦樂ノ因ト云フ事ヲ知ラズ、苦ヨリ苦ニ入リテ流轉久シキ故ニ、長劫之苦因、ト云フ。⁽⁴⁾

といい、迷いに輪廻する生死の世界は、はじめも知れないとする。資料の中では「無始ヨリコノカタ十惡ヲ造リテ、苦樂ノ因ト云フ事ヲ知ラズ、苦ヨリ苦ニ入リテ流轉久シ」と述べて、はじめも知らぬ昔より、生死を繰り返すだけでなく、罪過を造り、結果として苦しみを受け続けることを繰り返す輪廻であり、ここには「生まれることと死ぬこ

と」としての生死ではない、罪惡そのものとしての生死が含まれているのである。この罪惡そのものの生死、また、生死輪廻を終止させるには、現世を離れ、淨土に往生すること、すなわち、淨土の教えに依る他ないのであるが、證空は、時について、また、現世について次のように捉えている。

『女義分自筆御鈔』卷一において、證空は、

今佛法ニ時ト云フハ二ノ時アリ。一ハ行門ノ時、是ニ在世、滅後ノ時同ジカラズ、滅後ニ又、正、像、末ノ不同アリ。（中略）二ハ觀門ノ時、此ノ時ハ在世、滅後ノ不同ナク、正、像、末ノ差別ナシ。故ニ在世ノ韋提ト未來ノ凡夫ト差別ナク、一種ノ機トシテ韋提ニ蒙ラシメテ、未來ノ衆生ノ為ニ法ヲ開キ給フ。是ハ弥陀ノ弘願三世常住ニシテ、機ヲエラバズ、時ヲキラハザル故ニ、行門差別ノ時ニ次イデ、弘願差別ナキ時ノ相ヲ説キ顯セバ、觀門ノ時ト云フ。今ノ勸ムル時ノ本意是ナリ。⁽⁵⁾

として、釈尊の教えを時代の推移をもとにいかにつまえるかとの觀點に立ち、時に行門の時、觀門の時を設け、行門・觀門両面から時代を捉えている。まず、行門により時を考えるには、機（き）の能力により修道の成果に差異があり、基本的に得果の段階が自己の修行に関わるため、釈尊在世と滅後には異なりがあるとする。このことからすると、仏滅後には、正像末の区別があるため、やがては教のみがあつて行・証のない時代が来ることになる。つまり、釈尊在世から遠ざかれば遠ざかるほど、仏道の成果を期待することが困難となるのである。ところが、觀門により時を考える場合には、釈尊在世と滅後の区別がなく、このことから経中の韋提希と未來世の一切衆生とが一同となり、釈尊滅後の正像末の区別も無くなり、釈尊から遠く離れた未來の衆生にも隔てなく教えの功德が行き渡ることになるのである。證空はこの行・觀二門の時の中で、觀門の時を勧めている。このことからすると、いつの世の衆生も生死に迷う理由が

無くなるわけであるが、実際には釈尊による仏法施設以来、その後の浄土教各祖師の取りくみにも拘わらず、現世は一向苦しみの世界であり、存在する衆生も煩惱具足の凡夫のまま生死輪廻を繰り返している現状がある。

證空は、『玄義分自筆御鈔』巻一において、

甚難厭、トイハ、行門ノ心ヲ以テ是ヲ云フナリ。云ク、極メテ憂アル三惡四趣ハ、苦ニタシナミテ悲シム故ニ、厭離ノ法ナケレバ、厭ヒ難シ。色無色界ハ又樂ニ著シテ憍ルガ故ニ、厭捨ノ門ナケレバ、厭ヒ難シ。唯欲界ノ人天ノミ苦樂相交リテ、厭離ノ心起リテ菩提ヲ得ベキ所ナレバ、仏出デテノリヲ説キ給フ。(中略)然ルニ今南浮ノ人身ヲ受ケテ西天ノ仏法ニ逢フト雖モ、在世ノ生ヲ感ゼズ、滅後ニ生レテ大聖ヲ去ルコト遙ニ遠ク、教法甚深ニシテ機教相応セザレバ、厭離ノ心起リ難ク、生死ヲ離ルル事能ハズ。故ニ今總ジテ、甚難厭、トイフ。⁽⁶⁾

という。苦樂の極地にある三惡四趣、色無色の天界を引き、仏法にめぐり逢えた人界との比較をし、苦の極地である三惡四趣には苦を厭う手だてが全くなく、また、樂の極地である色無色の天界では敢えて苦を厭う必要のないことをあげ、ただ人間界（ここには欲界天をも含んでいる）のみが苦樂ともに存在して交互に絡み合う世界であり、そこに釈尊が出世をし、教えを敷設されたものの、仏滅後遙かに時間が経過した時代の衆生には、自力行門、すなわち、自身の力用による出離生死が困難な時代だとするのである。

さらに、『玄義分自筆御鈔』巻一では、

次ニ、佛法復難欣、トイハ、生死ノ厭ヒ難キハ別ノ故ナシ。佛法ノ欣ヒ難キ故ナリ。或ハ難所ニアリテ修行ニ能ハズ、或ハ人身ヲ得テ佛法ニ逢フト雖モ、大小権実ノ教凡夫ノ機ニ當リテ、行門進ミ難ケレバ、欣フト雖モ其ノ道ヲ得ズ。凡夫ノ機ヲモテ行門ニ約スレバ、厭、欣、共ニ名ノミアリテ實ナシ。厭離難ケレバ欣求復難シ。是ヲ

指シテ、復難欣、ト云フ。是則チ、觀門弘願ニ歸シテ凡夫ノ得道成ズル道ヲ得ザル難ヲ拳グルニ、厭、欣ノ二心ニアル事ヲ顯スナリ。⁽⁷⁾

といい、生死を厭うこと、仏法をねがうこと、いずれにつけても、我々衆生は時を行門の時でしか理解できないのであつて、このことが、我々機と教とが相応することなく、生死を繰り返す世界に居ながらも、厭離の心すら抱くことができないことにつながるとし、偶々仏法を欣うことができたとしても、そこでは自己の修道の成果を期待する行門の心に留まるあまり、觀門によつて弘願に帰することができず、淨土を願う思いも生じないとするのである。

機について

證空は『散善義自筆御鈔』卷一において、⁽⁸⁾

初ノ信ハ、機ヲ信ズ。次ノ信ハ、法ヲ信ズ。法ハ機ニ依リテ顯レ、機ハ法ニ依リテ成ズ。法妙ナリトモ、機ニ逗セズバ、他ノ實ナルベシ。機ヲ、生死凡夫、ト信ズトモ、法是ガ為ナラズバ、徒ラニ輪廻スベシ。今ノ教ノ心ニアラズ。今此ノ弥陀ノ弘願、モト凡夫ノ為ニ設ケ給ヘリ。凡夫ハ、此ノ願ニ乗ジテ生死ヲ出ヅ。故ニ、機ト法トヲ信ジテ、往生ノ心成ズベシ。此ノ故ニ、先ヅ機ヲ信ジ、次ニ法ヲ信ズ。先ヅ機ヲ信ズルニ、凡夫如何ナル者ゾト尋ヌレバ、我が身是ナリ。此ノ身如何ナル者ゾト尋ヌレバ、罪惡ノ因ニ依リテ、生レテ必ズ死スル報ヲ受ク。此ノ因果ヲ総ヌレバ、煩惱ノ故ナリ。

とする。善導の信機・信法、二種深信を釈すについて、機教相應の重要性を示し、中でも、まず、機について、我々衆生は凡夫であり、自身の力では決して仏道を成ずることのできない存在であると知るべきであり、これは、決して

拭い去ることのできない煩惱が原因であると述べるのである。また、『玄義分自筆御鈔』巻一には、

故ニ序分ニ、韋提希夫人無憂ノ浄土ヲ欣ヒテ苦惱ノ娑婆ヲ捨ツル言ニ、願我未來、不聞惡聲、不見惡人、ト言ヘル文ヲ釈スルニ、言ク、自非発金剛之志、永絶生死之元、ト。是則チ、浄土ヲ欣フ智慧ノ志シニアラザルヨリハ、生死ノ根源タル煩惱ヲ断ズベカラズト言フナリ。⁽⁹⁾

という。つまり、煩惱により生死を離れることができない我々であるが、『観經』によつて浄土往生を教えられ、これを願うことが断煩惱にもつながることを明らかにするのである。さらに、『玄義分自筆御鈔』巻一にも、

我等愚癡身、ノ已下ノ釋ナリ。我等、ノ二字即チ是ナリ。能化所化ヲ指シテ、我等、ト云フ。サキノ如シ。此ノ二句ハ、正シク弘願一實ノ機凡夫ナリト顯スナリ。自身、罪惡生死凡夫、ト信ズルガ如シ。此ノ中ニ、愚癡身、ト云フハ、因ヲ挙グ。我等三毒ノ煩惱ヲ因トシテ生死ニ流轉ス。三毒ノ中ニハ愚癡ヲ以テ本トス。故ニ愚癡身、ト云フ。曠劫來流轉、トイハ、果ヲ挙グ。無始ヲ指シテ曠劫ト云フ。無始ヨリコノカタ三有流轉ノ果ヲ得ル事ハ、愚癡ノ因ニ依ル。因、果、共ニ挙ゲテ凡夫ノ相ヲ顯スナリ。⁽¹⁰⁾

と述べて、ここでも、機を罪惡生死の凡夫と規定し、罪惡生死の凡夫となっている要因を煩惱に求めている。また、煩惱の中では、とりわけ、愚痴をもつてその根源とし、この愚痴により生死流轉を繰り返すのであるとしている。このように生死そのものを衆生の罪惡とみる例は、その他にも多々見られるものであるが、この機について、次に、生死を「生まれることと死ぬこと」との見方から見てみることにする。すなわち、證空は『般舟讀自筆御鈔』巻三に、
不惜身命往西方、トイハ、既ニ浄土ノ要門ニ逢ヒテ、出離疑ハズ、人身ノ本意是ニアリト思ハヘテ、自ラ喜ブ心生ジヌレバ、眼閉ヂ、息絶エバ、浄土ノ無生至ルベシ。⁽¹¹⁾

とし、また、『觀念法門自筆御鈔』卷上には、⁽¹²⁾

然ルニ今、今生觀門ノ解ヲ開キテ歡喜ノ心生ジ、一念ノ信心立シヌレバ、後世ヲ疑ハズ。息絶エ眼閉ヂバ、往生疑ナシ。

といい、漠然とながらも「眼を閉じ、息の絶えた」状態を死としている。しかしながら、この死は、罪過を作り続け、単に生死輪廻を繰り返した生死の死ではなく、「既ニ淨土ノ要門ニ逢ヒテ」、「觀門ノ解ヲ開キテ」と表現する出離生死の確定した臨終であり、決して再び輪廻をし、迷いの生死を繰り返す生につながる死ではない。

これに対し、生については、『序分義自筆御鈔』卷二に、

以父母精血為外緣、ト云フハ、赤、白二滯和合スル時、生ヲ受クル故ナリ。父ガ精ハ白ク、母ガ血ハ赤シ。此ノ二ニ依リテ生ヲ受クル緣トスルナリ。⁽¹³⁾

として、この世に我々が生を受けることについては、まず父母の精血によることを明らかにしている。また、『五段鈔』には、

尚ほ父母の恩に二種有り。世間と出世の恩徳なり。其の恩徳と云ふは、釈に云く、若し父無くんば、能生の因即ち欠けなん。若し母無くんば、所生の緣即ち乖きなん。若し二人俱に無くんば、即ち託生の地を失ふ。要す須らく父母の緣具して受身の処り有るべし。既に身を受けんと欲す。自らの業識を以て内因とし、父母の精血を以て外緣と為す。因緣和合する故に此の身有り。と云へり。密教には左の手足は父の五臓顯れて五指と成り、右の手足は母の五臓顯れて五指と成る。乃至眼耳鼻舌等も皆半身なりと云へり。⁽¹⁴⁾

として、父母より受けた世間の恩徳を善導の『觀經疏』序分義を引用し、ここにもこの世に生をうけることが、父母

の精血によることを強調している。ところで、この資料の中、「世間と出世の恩徳なり。」として、父母の恩に世俗の恩と出世の恩を述べることに證空教学の特色があると言えるが、これについては後にふれることにする。

さて、父母により受けた生命を衆生がどのように受けとめるかについては、『玄義分自筆御鈔』卷一に、

婦命盡十方、トイハ、下ノ四行ニ蒙ラシム。婦命、トイハ、サキノ觀門ノ発願ニ依リテ弥陀界ニ願入シヌレバ、佛心ト相応シヌ。機教既ニ相応シヌレバ、弥陀ノ願ノ外ニ生死ノ凡夫ノ法アルベカラズ。生死ノ法多シト雖モ、命ヲ以テ収メ盡クス。命既ニ婦シヌレバ餘ノ法ナシト顯スガ故ニ、婦命ト云フ。⁽¹⁵⁾

といい、また、『序分義自筆御鈔』卷二に、

一切衆生皆以命為本、ト云フハ、官位福祿モ壽命ニ依リテ是ヲ持ツ。命盡キヌレバヒトリモ随フモノナキ故ナリ。長者ニ一子アリ。相師是ヲ相スルニ、短命ニシテ位ヲ繼グベキ者ニアラズト云ヒシカバ、父母此ノ子ヲ輕ムル事草ノ葉ノ如シト云ヘリ。⁽¹⁶⁾

とし、さらに、『女院御書』⁽¹⁷⁾には、

衆生の重んずる宝、命にすぎたるはなし。この命をおもうが故に、諸の罪をつくりて、三世の諸仏にもすてはてられ、十方の浄土にもいまだいられずして、曠劫よりこのかた今にいたるまで、生死に輪廻してただ無量の苦悩をのみうく。

などと述べて、衆生にとっては、この生命を最も重要とする旨を表している。さらに、最も重きをおく命であるがゆえに、生死輪廻することにもなることを示している。先の『五段鈔』に「世間と出世の恩徳なり。」に関して、父母より受けた自身の生に対する恩徳について、證空は『般舟讚自筆御鈔』卷四に、

念念相纏入惡道、分身受報不相知、トイハ、上ニ云フ所ノ父母妻兒等ノ生死ノ縁トナリテ、菩提ノ縁ニアラザル事ヲ顯ハスナリ。念念相纏、トイハ、八億四千ノ思三途ノ因ナル事ハ父母妻兒ノ縁ヨリ起ルト云フ事ヲ示ス心ナリ。分身受報、トイハ、宿世ノ因縁ニ依リテ一所ニ生ヲ受ケ、業ヲ営ミテ居スルハ、一身ノ如シ。業ニ隨ヒテ各他所ニ生ズルハ、身ヲ分ツガ如シ。故ニ、分身、ト云フ。或在猪羊六畜内、被毛戴角何時了、トイハ、正シク上ノ、分身受報、ノ相ヲ顯ハスナリ。云ク、其ノ、受報、ノ相無量ナリ。委シク云ヘバ説キ盡クシ難シ。今、牛馬猪羊鶏狗ノ六畜ハ家ニ養ヒテ人皆是ヲ知ル。此ノ六畜ノ内ニ於テ父母妻兒等ノ生ヲ受ケタル、互ニ知ル事ナクシテ、或ハ命ヲ絶チテ肉ヲ食シ、或ハ重キヲ負ホセテ鞭打ヲ加フ。是愚癡ノ至ナリ。即チ、恩愛ノ過ナリ。念念、纏入惡道、菩提ノ縁ニアラザル事此ノ如シト示スナリ。⁽¹⁸⁾

と述べている。ここでは、同行の善知識こそが菩提の増上縁となるのであって、生命の根源である父母、また、その他親族については、世俗的には親しいものの、菩提のためには増上縁とはならないことを示すのである。さらに、かつて親子妻子として世俗においては最も親しい関係にあったものでも、生死輪廻をする内に、家畜となり、知らず知らずに労働を負荷したり、時には肉として食すことさえあることを示して、迷いの境涯たる現世を強調し、先に生死輪廻の原因たる煩惱の中、とりわけ愚痴が原因となる旨が示されたと同様、此処においても愚痴が根源であるとしている。

では、父母より受けた生命を現世の衆生がいかに扱うべきか、凡夫としての衆生に求められる姿とはいかなるものかについてであるが、證空は『五段鈔』において、

三つには身・口・意の世・出世の善根に随喜す。之に就きて、我等が三業即ち父母の三業なる故に、我が三業

を転じて仏体と隔て無き故に、父母即ち転ぜられて往生を得。之に依りて真実の孝養と成ることを随喜すべし。⁽¹⁹⁾
とし、同じく『五段鈔』に続けて、

次に出世の恩孝といふは、父母の精血を得ることは恩の始めなり。我が往生に依りて、父母の三業を転じて往生せしむれば、惟れ則ち孝順の始めなり。

抑も我等無始已来、生々世々二親骨肉の恩を受くると雖も、或は不孝にして深重の恩を報ぜず、或は孝順を行ずれども、世俗の孝なる故に真実の恩を報ぜず。或は仏教に依りてたまたま孝順を行ずれども、自力の諸善に廻する故に父母生死を出でず。我も亦誠に恩を酬いず。爰に我等人界の生を受けて、仏法に結縁すと雖も、歴劫迂廻の道に趣き、聖道難行の人身とならましかば、順次の往生を遂げず、真に父母の恩を報ぜざらまし。⁽²⁰⁾

という。これらの資料は、善導『観経疏』散善義の回向発願心積により、随喜を述べるものであるが、父母に関する恩孝には、世・出世の恩孝があるとし、世間的な恩は自身の身口意三業、また、孝はその三業を傷つけないことであるとするのに対して、父母によって受けた恩に対する真の孝養とは、自身の浄土往生にあるとする。この往生は、浄土他力の往生であって、仮に仏法に巡り逢い出家をしたとしても、目指すところが自力聖道、難行による得道であるならば、真の孝養とはならないというのである。よって、まず重要なことは、弥陀の本願による往生を得ることであり、この我が身の往生が転じて、また、父母肉親の往生ともなり、このことが、父母への孝養でもあるとする。ところで、證空のいう往生とは、弥陀の本願、弘願他力を領解することであり、それを即便往生とする。この往生は臨終平生の差別がなく、我が身が凡夫であり、生死に輪廻を繰り返す存在であったとしても自身の凡夫性に気づき、弥陀の本願成就を願行具足と捉え、弥陀の正覚そのものに一切衆生の往生が決定していることを理解すること、すなわち、

他力を領解した時得られるものである。證空は、この即便往生とともに、浄土教一般にいう臨終往生としての当得往生を説くが、もし即便往生が早く得られれば、臨終に向けた俗にいう寿命がある限り、現世での日々があることになり、この間の衆生の生き方を重要とするのである。

『安心鈔』において證空は、

浄土に生れなば生生世世の父母妻子思に任て心に随て利益せん事喜びの中の悦びなり。往生を願ふと云は衆生を利益せんが爲にてあるなり。故に往生を願はん人は万づの衆生に於て父母の思を成て哀みの心を至して方便を回らして利益を前きとすべきなり。是則諸仏の御心に相叶ふものなり。只所詮は南無阿弥陀仏の一行に心をかけつれば一切の行皆是れに摂まる。心の乱ん時も仏に任せ奉てともかくも我心に不可思。南無阿弥陀仏と申す計りなり。されば乱る心も正定業と積するなり。此謂を如此ひしと意得る処にふつと往生をばするなり。是豈に他力の往生に非ずや。⁽²¹⁾

といい、弥陀の他力を領解し、現生にふつと往生すること、この事こそがまさに他力往生であるとするが、他力の領解、すなわち、即便往生を契機として、以後それぞれの力用に任せて諸行に励むとともに、利他の実践として生死輪廻を繰り返した中の父母妻子等、あらゆる衆生の往生に利益すべきことが最も重要であると述べている。これは、生死について浄土各祖師の説く「浄土に至った菩薩が再び衆生教化にもどる世界」としての生死とも受け取ることができるが、ここで詳しく述べることは控えるが、證空教学における還相回向は、即便往生を得た後の臨終往生に向けた回向であり、これは證空教学における三心の中の「回向発願心」釈にもつながるが、他力領解後の衆生の力用に任せたあらゆる行の実践を奨励する現世の捉え方には、「生死即涅槃」とまでは言えないまでも、迷いの世界たる生死

を単に厭うべき世界とのみ見ているのではない證空の生死觀が伺えるのである。

註

- (1) 『五段鈔』 西山上人短篇鈔物集 一五三
- (2) 『玄義分自筆御鈔』 西山叢書 第一卷 九上
- (3) 『往生礼讃自筆御鈔』 西山叢書 第三卷 三九下
- (4) 『玄義分自筆御鈔』 西山叢書 第一卷 三二上
- (5) 『玄義分自筆御鈔』 西山叢書 第一卷 六下
- (6) 『玄義分自筆御鈔』 西山叢書 第一卷 九下
- (7) 『玄義分自筆御鈔』 西山叢書 第一卷 一〇上
- (8) 『散善義自筆御鈔』 西山叢書 第一卷 一六〇上
- (9) 『玄義分自筆御鈔』 西山叢書 第一卷 一〇下
- (10) 『玄義分自筆御鈔』 西山叢書 第一卷 三四下
- (11) 『般舟讚自筆御鈔』 西山叢書 第四卷 三八上
- (12) 『觀念法門自筆御鈔』 西山叢書 第四卷 一四六下
- (13) 『序分義自筆御鈔』 西山叢書 第一卷 二二五上
- (14) 『五段鈔』 西山上人短篇鈔物集 一六六
- (15) 『玄義分自筆御鈔』 西山叢書 第一卷 一四下
- (16) 『序分義自筆御鈔』 西山叢書 第一卷 二二七上
- (17) 『女院御書』 西山上人短篇鈔物集 一九九
- (18) 『般舟讚自筆御鈔』 西山叢書 第四卷 五六下
- (19) 『五段鈔』 西山上人短篇鈔物集 一六五

證空淨土教の生死觀（高城宏明）

一九八

（20）

『五段鈔』

西山上人短篇鈔物集

一六七

（21）

『安心鈔』

西山上人短篇鈔物集

一九一